

四日市市告示第64号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定めた景観計画を変更しましたので、同法第9条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年 2月28日

四日市市長 森 智広

- 1 景観計画の名称  
四日市市景観計画
- 2 効力の発生する日  
平成30年 2月28日
- 3 縦覧場所  
四日市市都市整備部都市計画課

(都市整備部都市計画課)